

ガス系消火設備等評価規程

〔平成 7 年 5 月 10 日消安セ規程第 2 号〕
〔平成 8 年 12 月 25 日危保規程 第 7 号〕

改正 平成 8 年 9 月 24 日消安セ規程第 16 号
平成 9 年 4 月 25 日消安セ規程第 9 号
平成 9 年 4 月 25 日危保規程第 14 号
平成 13 年 5 月 24 日消安セ規程第 16 号
平成 13 年 5 月 24 日危保規程第 9 号
平成 25 年 4 月 1 日消安セ規程第 1 号
令和 2 年 3 月 23 日消安セ規程第 5 号
令和 2 年 3 月 23 日危保規程第 1 号
令和 2 年 9 月 18 日消安セ規程第 12 号
令和 2 年 9 月 18 日危保規程第 4 号
令和 4 年 6 月 8 日消安セ規程第 11 号
令和 7 年 3 月 10 日消安セ規定第 4 号
令和 7 年 3 月 10 日危保規定第 1 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）及び危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備（これらのガスを使用する機器を含む。以下「ガス系消火設備等」という。）の評価に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評価の対象)

第 2 条 評価の対象は、次に掲げるガス系消火設備等とする。

- (1) 消防法第 10 条第 1 項に規定する危険物施設に消防法令に基づいて義務づけられる消火設備の代替設備として設置されるガス系消火設備等
- (2) 消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物又はその部分に消防法令に基づいて義務づけられる消火設備の代替設備として設置されるガス系消火設備又は適用をこえて設置されるガス系消火設備等
- (3) (1)及び(2)以外の危険物施設又は防火対象物等もしくはその部分（以下「防火対象物等」という。）に消防法令に基づき設置されるガス系消火設備等
- (4) 防火対象物等に任意に設置されるガス系消火設備等

2 前項の評価は、原則として個々の防火対象物等に設置されるガス系消火設備等ごとに行うものとする。ただし、前項のガス系消火設備等を一定の用途に設置することを前提として基本的な機能、性能に着目した評価（以下「設備等基本類型評価」という。）を行うことができる。

(評価に係る手続き)

第 3 条 ガス系消火設備等を設置しようとする防火対象物等の関係者等（以下「関係者等」という。）が当該ガス系消火設備等について評価を受けようとするときは、ガス系消火設

備等評価申請書（別に定めることとし、所要の添付図書を含む。以下「申請書」という。）を安全センター又は協会に提出するものとする。

なお、設備等基本類型評価に係る申請にあつては、当該ガス系消火設備等の設計・施工者又は製造者が行うことができる。

- 2 前項の申請書の提出にあつては、あらかじめ、当該防火対象物等が設置される区域を管轄する消防長又は消防署長の指導を受けるものとする。

なお、設備等基本類型評価に係る申請書の提出にあつては、この限りでない。

- 3 第1項の評価申請をした関係者等（以下「申請者」という。）又は第9条の2(3)の届出をした関係者等は、安全センター理事長と協会理事長が協議して定める手数料を納入するものとする。
- 4 安全センター理事長及び協会理事長は、提出された申請書が所要の様式その他の要件を具備し、かつ、評価に関し審議することが適当であると認められる場合には、第5条に規定するガス系消火設備等評価委員会（以下「評価委員会」という。）に評価を付託するものとする。

（評価の内容）

第4条 安全センター又は協会は、ガス系消火設備等に係る評価の申請があつた場合には、当該ガス系消火設備等について適正な機能・性能等を確保するため次の事項について評価する。

- (1) ガス系消火剤の消火性能及び生体に対する影響
 - (2) 用途及び使用形態（危険物施設にあつては、危険物の貯蔵・取扱形態）への適応性
 - (3) 設置方法、空間容積、放出方法等
 - (4) 放出（誤放出又は消火のための放出）に係る安全対策
 - (5) 維持管理等に関する事項
- 2 前項(1)のガス系消火剤の消火性能については別添1の「ガス系消火剤に係る消火性能の評価にあつての基本的な考え方」、ガス系消火剤の生体に対する影響については別添2の「ガス系消火剤に係る生体に対する影響にあつての基本的な考え方」によるものとする。
 - 3 安全センター又は協会がガス系消火設備等の評価するにあつては、消火剤の消火特性、安全性に鑑み、当該部分の建築構造、空間形状、人員の状況、避難経路等を踏まえ、避難安全性、消火の確実性について十分に検討するものとする。

（評価委員会）

第5条 ガス系消火設備等に係る専門技術的な評価を行うため、安全センター及び協会に評価委員会を置く。

- 2 評価委員会の委員（以下「評価委員」という。）は、ガス系消火設備等について学識経験を有する者及び行政機関の職員とし、安全センター理事長が委嘱する。
- 3 評価委員の任期は、2年とする。
- 4 評価委員会に委員の互選による委員長1名をおき、委員長は評価委員会を統括する。
- 5 評価委員会に委員長が指名する副委員長1名をおき、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

（専門委員会）

第6条 評価委員会に、専門委員会を置く。

2 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は、ガス系消火設備等について学識経験を有する者及び行政機関の職員とし、安全センター理事長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、2年とする。

4 専門委員会に評価委員の中から委員長が指名する専門委員会委員長をおき、専門委員会委員長は専門委員会を統括する。

5 専門委員会委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する専門委員がその職務を代行する。

（特別委員等）

第7条 専門委員会に、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、評価に係るガス系消火設備等を設置することとなる防火対象物が設置される区域等を管轄する消防機関を代表する者とし、安全センター理事長が委嘱する。

3 特別委員の任期は、当該ガス系消火設備等の審議が終了するまでの間とする。

4 ガス系消火設備等の評価が特定の専門分野にわたる場合は、安全センター理事長は、当該ガス系消火設備等の評価に限り、当該専門分野の知識経験を有する者を評価委員会又は専門委員会の委員に委嘱することができる。

（評価委員会及び専門委員会の運営）

第8条 評価委員会又は専門委員会は、必要に応じて招集して開催し、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 前項の場合において、あらかじめ議事について委任状を提出して欠席した場合又は代理出席を立てた場合については出席したものとみなす。

3 評価委員会及び専門委員会の議事は、出席した議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長（専門委員会の場合は、専門委員会委員長）の決するところによる。

4 やむを得ない理由により必要があると認めるときは、第1項にかかわらず招集に代えて、事案の概要を記載した書面の送付又はその他の方法により意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

5 前項に規定する議決については、第3項の規定を準用する。

6 評価委員会及び専門委員会の審議は、必要に応じて申請者からの事情聴取、実地調査等を行うことができる。

7 審議の円滑を図るため、必要に応じ評価委員会と専門委員会による合同委員会を開催することができる。

8 委員長は、評価委員会の審議に当たり、必要に応じて特別委員の出席を求めることができる。

9 専門委員会は、ガス系消火設備等について審議し、その結果を評価委員会に報告する。

10 評価委員会は、前項の報告を受けて評価を行い、その結果を安全センター理事長又は協会理事長に報告する。

（評価の結果通知）

第9条 安全センター理事長又は協会理事長は、評価委員会の報告に基づき評価書を作成し、申請者に通知する。

2 前項の通知は、申請書を受理した日から概ね3カ月以内に行う。

(設備等基本類型評価)

第9条の2 設備等基本類型評価については、第9条まで及び第11条の規定によるほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 設備等基本類型評価を受けようとする者は、ガス系消火設備等基本類型評価申請書(別に定めることとし、所要の添付図書を含む。)を安全センター又は協会に提出する。
- (2) 安全センター又は協会は、前項の申請があった場合には、一定の設置場所の用途、使用形態、空間容積、維持管理等を前提とするガス系消火設備等の性能、構造、放出方法、設置方法等について評価する。
- (3) 設備等基本類型評価を受けたガス系消火設備等を個々の防火対象物又はその部分に設置する場合には、安全センター又は協会にその旨を届け出る。

(設備等個別評価)

第10条 削除

(関係資料等の開示の禁止等)

第11条 申請者の利益を保護するとともに、評価業務の中立性を確保するため、申請者の承諾のある事項、既に公知の事実である事項等開示することが差し支えないものを除き、当該評価の開示は行わない。

2 評価委員会及び専門委員会の会議は、非公開とする。

(補 則)

第12条 ガス系消火設備等の評価について必要な事項は、この規程に定めるもののほか、センター理事長及び協会理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成7年5月10日から実施する。

付 則

この規程は、平成8年12月25日から実施する。

付 則

この規程は、平成9年4月25日から実施する。

付 則

この規程は、平成13年5月24日から実施する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この規程は、令和2年10月1日から実施する。

付 則

この規程は、令和4年7月1日から実施する。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から実施する。

ガス系消火剤に係る消火性能の評価にあたっての基本的な考え方

ガス系消火剤に係る消火性能の評価にあたっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

- 1 ガス系消火剤を用いるガス系消火設備等は、原則として全域放出方式によるものとする。
- 2 ガス系消火剤の消火性能の確認は、カップバーナー法、金属カップバーナー法等の再現性の高い方法により、測定される消炎濃度により行なわれるものである。
なお、カップバーナー法による場合にあっては、カップ外径30mm及びガラス外管内径85mmのものを使用し、空気流量40ℓ毎分とすることが必要であること。
また、測定結果については、次の事項が明らかになっていることが必要である。
 - ① 測定機器の概要、測定方法
 - ② 測定時の条件（日時、場所、実施者等）
 - ③ 測定結果
- 3 ガス系消火設備等の設計濃度は、原則として次により設定することとし、確認できるデータ等が必要である。
 - ① 前記2で求められる消炎濃度を基準値とすること。
 - ② 基準値に対し、放出方式、ガスの拡散性、生体に対する影響、火災荷重等を考慮して、安全係数を設定すること。
 - ③ 設計濃度は、基準値及び安全係数により設定されるものであること。
 - ④ 前記設計濃度は、設置対象部分の規模、防護対象物、火災荷重等を考慮した適切な規模を有するモデルにより、確認することが必要であること。
 - ⑤ 設計濃度については、消火性能、安全性等を考慮して許容範囲を明確にすること。

ガス系消火剤に係る生体に対する影響の評価にあたっての基本的な考え方

ガス系消火剤に係る生体に対する影響の評価にあたっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

- 1 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(昭和48年法律第117号)に基づく、「新規化学物質に係る試験及び指定化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める命令」(昭和49年総理府・厚生省・通商産業省令第1号)により指定される次に掲げる試験データを備えていることが必要である。
 - ① 微生物等による化学物質の分解度試験(自然的作用による化学的变化を生じにくいものであるかどうかを判断)
 - ② 魚介類の体内における科学物質の濃縮度試験(生物の体内に蓄積され易いものであるかどうかを判断)
 - ③ ほ乳類に用いる28日間の反復投与毒性試験並びに細菌を用いる復帰突然変異試験及びほ乳類培養細菌を用いる染色体異常試験による変異原性試験(継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがあるものであるかどうかを判断)
- 2 さらに生体に対する影響を判断するデータとして、次に掲げるものが必要である。
 - ① 1時間又は4時間でのLC₅₀(50%致死濃度)
 - ② 急性曝露におけるNOAEL(No Observed Adverse Effect Level: 無影響濃度)
 - ③ その他の信頼できる生体に対する影響に関するデータ
- 3 ガス系消火剤を用いるガス系消火設備等の設計濃度は、次によるものとする。
 - ① ハロゲン化合物を用いるガス系消火設備等の設計濃度は、急性曝露におけるNOAEL又は24パーセントのいずれか低い方の濃度を超えないものとする。
 - ② 不活性ガスを用いるガス系消火設備等の設計濃度は、原則として急性曝露におけるNOAELを超えないものとする。ただし、生体に対する影響がないと確認されたものにあっては当該濃度を超えないものとする。
- 4 ガス系消火剤(ハロゲン化合物に限る。)を用いるガス系消火設備等の放出時間は、消火後の分解ガス等の生体に対する影響評価が困難であるため、その放出時間は、短時間とすることが望ましいものである。

なお、消火後の分解ガス等の生体に対する影響に関するデータを備えることが必要である。